

令和 7 年度 地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託者
プロポーザル実施要領

1 趣旨

菊川市の認知度や魅力を高めるため、市内外への情報発信を強化し、本市に対する愛着度の向上や、関係人口の創出・拡大を図ることを目的として、地域おこし協力隊を委嘱する。その募集支援業務を委託するにあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名：令和 7 年度 菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託
- (2) 業務内容：別紙「菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後に提案等受ける中で変更する可能性がある。
- (3) 委託期間：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額：977,273 円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

3 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

このプロポーザルに参加する者は、以下の(1)～(5)のいずれの条件も満たしている者とする。

また、受託候補者が、契約締結の日までにおいて、(1)～(5)のいずれかに該当しないこととなった場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）
- (2) 参加意思表明書を提出する日において、市町村税（法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。
- (3) 前3年度内に、国、地方公共団体のいずれかの団体と、地域おこし協力隊の募集支援業務委託役務契約の履行実績があること。なお、履行実績がない場合は、他の信用に足ることを証明する書類を提出すること。
- (4) 次に該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及

びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 実施スケジュール

本業務の委託事業者を決定後、速やかに業務委託契約を締結する。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月14日（月） |
| (2) 応募受付期間 | 令和7年4月14日（月）～4月28日（月） |
| (3) 質問提出期限 | 令和7年4月21日（月） |
| (4) 審査 | 令和7年5月上旬 |
| (5) 審査結果の連絡（受託候補者の決定） | 令和7年5月中旬 |
| (6) 契約締結 | 令和7年5月下旬 |

※各実施日については、事務の都合により変更される場合がある。

6 応募方法

次の書類を応募受付期間内に、「13 問合せ先及び申請書類提出先」へ電子データで提出すること。

- (1) 様式第1号（プロポーザル参加申請書）
- (2) 様式第2号（企画提案書兼誓約書）
- (3) 様式第3号（法人概要書）
- (4) 提案書

①提案内容

別紙「地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託仕様書」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

また、概要や特徴、サポート体制や独自提案などについて記載すること。

②提案書作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは原則11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。

- (5) 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット等の使用も可）
- (6) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（複写可）
- (7) 類似事業の受託実績（契約名、契約年度）が分かる書類（複写可）
- (8) 提案者所在地の市税納税証明書
- (9) 見積書

免除された業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。また、その基となる単価や工数、その他必要費用の区分がわかるように記載すること。

7 質問及び回答

質問は令和7年4月21日（月）午後5時までに文書（様式自由）によりFAXまたは電子メールで提出すること。質問の回答は令和7年4月23日（水）午後5時までにFAX

Xまたは電子メールで行うとともに市ホームページに掲載する。
ただし、簡易な質問等については市ホームページに掲載しない。

8 審査・選定等

(1) 菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託者選定委員会の設置

申請者の審査及び選定を公平且つ適正に実施するため「菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会による審査

選定委員会は、企画提案者から提出された書類により審査を行い、受託候補者を選定する。

(3) 審査基準

審査項目は次のとおりとする。

審査項目		配点
1 会社概要と業務実績	①会社概要及び財政状況（5点） ②類似の業務受託実績（5点）	10
2 事業目的の理解	①本事業の目的に関する理解（5点） ②目的達成に向けたPDCAの実施（5点）	10
3 本市の現状や課題把握	①本市の地域資源に関する理解（5点） ②本市のシティプロモーションに関する現状と課題の把握（5点）	10
4 事業の実施体制	①地域おこし協力隊の募集や選定に関して、自社で運営する オウンドメディアを保有しているか（10点） ②事業実施時の指揮系統や連絡体制（10点）	20
5 事業内容	①適した人材の特徴を理解し、ターゲットに的確にアプローチ できるものか（10点） ②実施行程は妥当か（10点）	20
6 独自の提案	①目的達成に有効な追加提案等、独自性のある提案がなさ れているか（10点）	10
7 個人情報の保護と危機 管理	①秘密の保持・個人情報保護に対する考え方（5点） ②情報セキュリティ体制及び業務執行上のリスク管理（5点）	10
8 見積価格の妥当性	①提案事業と経費の適正（10点）	10
合計		100

(4) 受託候補者の選定及び公表

選定委員会は、審査を基に菊川市として本業務の遂行に最も適し、かつ優れたと認められる受託候補者を選定する。選考の結果、市が定める合格点に満たない場合は受

託候補者として選定しない。また、選定結果はすべての参加者に対し速やかに文書または電子メールにより、企画提案書等記載の連絡宛に通知する。通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日（土日及び祝日を含まない。）以内に書面により市に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

また、非特定理由についての説明を求められた場合は、市は書面により回答するものとする。

なお、本市ホームページにて選定結果（事業者名）を公表する。公表にあたっては、受託候補者のみ行う。選考結果公表前の審査内容及び選定結果に対する問い合わせ、異議申し立てには応じないものとする。

受託候補者選定後に、当該提案者が「参加資格」を満たさなくなった場合、または辞退した場合は、選定委員会において次の受託候補者を再選定できるものとする。

公表時期 令和7年5月中旬予定

9 参加における留意事項

(1) 失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外する。

- ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ウ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- エ 複数の事業計画書を提出した場合
- オ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ 見積価格が契約限度額を超えた場合
- ク 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は選定委員会に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ケ 著しく社会的信用を損なう行為により、申請者としてふさわしくないと市が判断した場合
- コ 市との協議が不調になったと市が判断した場合
- サ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

(2) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案者から提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。

ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出内容が無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、菊川市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

イ 特許権等

提案書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

エ 提出書類の言語

書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とすること。

オ 返却

提出された企画書等の返却は一切しない。

(3) 申請の辞退

企画提案書・参考見積書を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 申請に当たっての費用負担

企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が少数の場合

プロポーザルに参加する者が1者であった場合も審査を行い、その結果において委員の評価点の平均が60点以上であれば当該参加者を受託候補者とする。

10 契約等に関する事項

別紙「菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託仕様書」の内容を基本に、受託候補者と市が協議し、仕様を確定させた上で契約を締結する。また、契約後は、提案内容を明記した事業計画書を市に提出するものとする。なお、契約書の作成については、受託候補者の費用にて契約を締結するものとする。

(1) 支払いについて

支払方法について、受託者と市の協議により確定する。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

必要

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託等の禁止

受託者は、原則として本業務を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、業務の一部を他に委任、又は請負寄せた方が効率的、効果的であると認められるときは、あらかじめ市との協議、承認を得た場合のみ可能とする。

(3) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、事務所、事業実施場所に立ち入り、関係書類、その他の状況を検査させ、若しくは関係者に質問等を行う場合がある。

(4) 損害賠償

受託者が本業務を行う上で、第三者に損害賠償を行わなければならないときは、受託者がそれを負担する。ただし、紛争の解決は市と受託者が協力して処理する。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措

置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、市は契約の取消ができる。

(2) 上記以外の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、受託者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は業務の一時中止、契約の解除を申し出ることができる。

13 問合せ先及び書類提出先

菊川市役所総務部市長公室営業戦略係

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

TEL : 0537-35-0924 FAX : 0537-35-2117

E-Mail s-koushitsu@city.kikugawa.shizuoka.jp

プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 宛

所在地
法人等の名称
代表者氏名
担当部署
担当職氏名
電話番号
FAX 番号
E メールアドレス

下記の業務について、プロポーザルに参加したく申請します。

なお、令和 7 年度地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託者プロポーザル実施要領の参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

（件名） 令和 7 年度地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託

企画提案書兼誓約書

菊川市長 長谷川 寛彦 宛

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先（電話）

菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託者プロポーザル実施要領に基づき、当該事業について下記のとおり提案書等を提出します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

菊川市地域おこし協力隊（魅力発信）募集支援業務委託

2 添付書類

(1) 提案書（自由様式）

(2) 会社（支社等）概要関係書類

ア 法人等概要書（様式第 3 号）

イ 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット等の使用も可）

ウ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（複写可）

エ 類似事業の受託実績（契約名、契約年度）が分かる書類（複写可）

オ 提案者所在地の市税納税証明書

(3) 参考見積書（任意様式）

3 提案書等に関する照会先

所属部署名

役職名・氏名

住所（所在地）

電話番号

FAX 番号

E メールアドレス

様式第 3 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

法 人 概 要 書

令和 年 月 日現在

本 社 に 関 す る 事 項	所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	代 表 者 職 氏 名		
	資 本 金		
	設 立	会社設立年：	年
		担当部門発足年：	年
申 請 事 業 所 (支店等) に 関 する 事 項	所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	代 表 者 職 氏 名		
	従 業 員 数	全従業員数：	人
		担当部門従業員数：	人
事 業 概 要			
特 記 事 項 (得 意 と す る 業 務 分 野 等)			
①会社更生法に基づく更生開始手続の申立ての有無		有り ・ 無し	
②民事再生法に基づく再生開始手続開始の申立ての有無		有り ・ 無し	
③手形交換所による取引停止処分又は不渡手形等の有無		有り ・ 無し	

※表中の「申請事業所（支店等）」については、申請事業所が本社である場合は記入する必要はありません。

※パンフレット等、会社の概要がわかる資料があれば添付してください。